

○柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の給与の臨時特例に関する条例

平成 25 年 6 月 27 日

組合条例第 96 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は国家公務員法の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成 24 年法律第 2 号）に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）における職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条に規定する一般職員に属する職員をいう。以下同じ。）の給与の支給額を減額するため、柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例（昭和 55 年組合条例第 17 号。以下「給与条例」という。）の特例を定めるものとする。

(給与条例の特例)

第 2 条 特例期間においては、給与条例第 5 条第 1 項に掲げる給料表の適用を受ける職員に対する給料月額（柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年特養組合条例第 81 号）附則第 7 条の規定による給料を含み、当該職員が同条例附則第 10 項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項本文の規定により 3 分の 2 を減ぜられた給料月額（同条の規定による給料を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

| 給料表 | 職務の級 | 割合 |
|--------|------|-------------|
| 給料表（一） | 3 級 | 100 分の 2.00 |

(端数計算)

第 3 条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数を生じた時は、これを切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。